

日蓮大聖人御書全集

よりもとちんじょう

頼基陳状

新版  
1568  
S  
1581

よりもとちんじょう

# 頼基陳状

建治 3 年(77) 6 月 25 日 56 歳

去ぬる六月二十三日の御下し文、島田左衛門入道殿・  
山城民部入道殿、両人の御承りとして同二十五日謹  
んで拝見仕り候い畢わんぬ。

右の仰せ下しの状に云わく「竜象御房の御説法の所に  
参られ候いける次第、おおかた穩便ならざる由、見聞の人  
あまねく一方ならず同口に申し合い候こと、驚き入つて  
候。徒党の仁その数、兵杖を帶して出入す」云々。

この条、跡形も無き虚言なり。詮ずるところ、誰人の申  
し入れ候いけるやらん。御哀憐を蒙つて召し合わせられ、  
実否を糾明せられ候わば、しかるべきことにて候。  
およそこのことの根源は、去ぬる六月九日、日蓮聖人の  
御弟子・三位公、頼基が宿所に來り、申して云わく「近日、  
竜象房と申す僧、京都より下つて、大仏の門の西、桑谷に  
止住して、日夜に説法仕るが申して云わく、現当のため  
仏法に御不審存せん人は来つて問答申すべき旨、説法せし  
むるあいだ、鎌倉中の上下、釈尊のごとく貴び奉る。

しかれども問答に及ぶ人なしと風聞し候。かしこへ行き  
む もんどう と いつきいしゅじょう ごしょう ふしん 晴 そうちら 向かつて問答を遂げ、一切衆生の後生の不審をはらし候  
わんと思ひ候。聞き給わぬか」と申されしかども、  
おりふしかんし ひまな そうちら おも そうちら おも たま もう  
折節官仕に隙無く候いしほどに思い立たず候いしかども、  
ほうもん うけたまわ まか おも た そうちら おも た そうちら  
法門のことと承つてたびたび罷り向かつて候えども、  
よりもと ぞつけ ぶん そうちら い そうちら うえ もう  
頼基は俗家の分にて候い、一言も出ださず候いし上は、  
あつこう およ げんさつ た そうちら うえ  
悪口に及ばざること厳察に足るべく候。  
りゆうぞうぼう せっぽう なか もう い  
ここに龍象房、説法の中に申して云わく、  
けんもんまんざ おんちゅう ごふしん ほうもん  
「この見聞満座の御中に御不審の法門あらば仰せらるべ  
おお

く」と申されしところに、

にちれんぼう

でし

さんみこく

と

もう

日蓮房の弟子・三位公、問うて云わく、

しよう

う

し

免

理

はじ

「生を受けしより死をまぬかるまじきことわり、始めて

驚

そうちら

おどろくべきに候わねども、ことさら、當時日本国の災孽

しほう

ものかず

し

がんぜん

むじよう

ひと

おも

知

に死亡する者数を知らず、眼前の無常、人ごとに思いしら

きょううと

しようとおんくだ

ずといふことなし。しかるところに、京都より上人御下り

ひとびと

ふしん

晴

たも

由  
うけたまわ

まい

そうちら

あつて人々の不審をはらし給うよし 承 つて参つて候い

ごせつぼう

きいちゅう

ほねな

そうちら

つれども、御説法の最中、骨無くも候いなばと存じ候い

と

あ

ひと

おのおのはばか

と

たま

しところに、『問うべきこと有らん人は、各々憚らず問い合わせ

え』と候いしあいだ、悦び入り候。

ふしん

そうちう

まつぱう

きょう

う

へんび

卑

まず不審に候ことは、末法に生を受けて辺土のいやし

み そうら

ちゅうごく ぶっぽう さいわ

くに

き身に候えども、中国の仏法、幸いにこの国にわたれり。

ぜ ひしんじゅ

きょう

ごせん

しちせんあまた

是非信受すべきところに、經は五千・七千数多なり。しか

いちらぶつ

せつ

せん

いつきよう

そうろう

れども、一仏の説なれば詮ずるところは一經にてこそ候

けごん

しんごんないしほつしゅう

じようど

ぜん

じつしゅう

わ

らんに、華嚴・真言乃至八宗、淨土・禪とて十宗まで分か

しゅうじゅう

もん

異

れておわします。これらの宗々も、門はことなりとも、詮

ひと

すい

こうぼうだいし

わ

ちよう

づるところは一つかと推するところに、弘法大師は我が朝

しんごん

がんそ

ほけきよう

けごんぎょう

だいにちきよう

あいたい

もん

の真言の元祖、『法華經は華嚴經・大日經に相対すれば、門

こと

り

けろん

ほう

むみょう

へんいき

の異なるのみならず、その理は戯論の法、無明の辺域なり。

ほつけしゅう

てんだいだいしとう

あらそ

だいご

ぬす

とううんぬん

また法華宗の天台大師等は諍つて醍醐を盜む』等云々。

ほつそうしゅう

がんそ

じおんだいしい

ほけきよう

ほうべん

じんみつきよう

法相宗の元祖・慈恩大師云わく『法華経は方便、深密経は

しんじつ

むしょううじょう

なが

じょうぶつ

うんぬん

けごんしゅう

ちようかん

眞実。無性有情は永く成仏せず』云々。華嚴宗の澄觀云わ

けごんぎょう

ほんきょう

ほけきよう

まつきよう

けごん

とんとん

く『華嚴経は本教、法華経は末教』あるいは『華嚴は頓々、

ほつけ ぜんとん とううんぬん さんろんしゅう

かじょうだいしい

しょだいじょうきよう

法華は漸頓』等云々。三論宗の嘉祥大師云わく『諸大乗經

なか はんにやきょうだいいち うんぬん

じょうどしゅう

ぜんどうおしよう

の中には般若教第一』云々。淨土宗の善導和尚云わく

ねんぶつ

じゅう

すなわ

じゅうしよう

ひやく

すなわ

ひやくしよう

『念佛は、十は即ち十生じ、百は即ち百生ず。

ほけきょうとう

せん

なか

ひと

な

うんぬん

ほうねんしようんい

法華經等は、千の中に一りも無し』云々。法然上人云わく、

ほけきょうう　ねんぶつ　たい　しゃへいかくほう　ぎょうじや　ぐんぞくとう  
法華經を念佛に對して捨閑閣拋、あるいは行者は群賊等  
うんぬん　ぜんしゅうい　きょうげ　べつでん　うんぬん　た  
云々。禪宗云わく『教外に別伝し、文字を立てず』云々。  
きょうしうしゃくそん　ほけきょうう　せそん　ほうひさ　のち　かなら  
教主釈尊は法華經をば『世尊は法久しくして後、要らず  
まさ　しんじつ　と　たほうぶつ　みようほけきょう　みな  
當に真実を説きたもうべし』、多宝仏は『妙法華經は、皆こ  
れ真実なり』、十方分身の諸仏は『舌相は梵天に至る』とこ  
そ見えて候に、弘法大師は法華經をば『戲論の法』と書か  
れたり。釈尊・多宝・十方の諸仏は『皆これ真実なり』と  
説かれて候。いざれをか信じ候べき。善導和尚・法然  
しょうにん　ほけきょうう　せん　なか　ひと　せんどうおしよう　ほうねん　しゃへいかくほう  
上人は、法華經をば『千の中に一りも無し』『捨閑閣拋』、

釈尊・多宝・十方分身の諸仏は『一りとして成仏せざることなけん』『皆仏道を成す』と云々。三仏と導和尚・然上人とは、水火なり、雲泥なり。いざれをか信じ候べき、いざれをか捨て候べき。

なかんずく、彼の導・然両人の仰ぐところの双観経の法藏比丘の四十八願の中に、第十八願に云わく『たとい我仏を得とも、ただ五逆と誹謗正法とのみを除く』云々。たとい弥陀の本願実にして往生すべくとも、正法を誹謗せん人々は、弥陀仏の往生には除かれ奉るべきか。また

ほけきょう

に

かん

ひとしん

ひと

みょうじゅう

法華經の二の卷には『もし人信ぜざれば、その人は命終して、阿鼻獄に入らん』云々。念佛宗に詮とする導・然の両人は、經文実ならば阿鼻大城をまぬかれ給うべしや。彼の上人の地獄に墮ち給わせば、末学・弟子檀那等、自然に惡道に墮ちんこと疑いなかるべし。これらこそ不審に候え。

上人はいかん」と問い合わせしがば、

竜上人、答えて云わく「上古の賢哲たちをば、いかでか疑い奉るべき。竜象等がごとくなる凡僧等は、仰いで信じ奉り候」と答え給いしを、

押

かえ

おお

ちしゃ  
おぼ  
そら

おお

おお

そら

おし返して、「この仰せこそ智者の仰せとも覚えず候え。

誰人か時の代にあおがるる人師等をば疑い候べき。ただ

し、涅槃經に仏最後の御遺言として、『法に依つて人にいら

ざれ』と見えて候。人師にあやまりあらば經に依れと仏

は説かれて候。御辺は『よもあやまりまさじ』と申さ

れ候。御房の私の語と仏の金言と比べんには、三位は

如來の金言に付きまいらせんと思い候なり」と申されし

を、

ぞうしょうにん

にんし

誤

おお

そら

象上人は「人師にあやまり多しと候は、いづれの人師

を、

いづれの

にんし

そうろう

に 候 ゾ」と問われしかば、

かみ もう

「上に申しつるところの弘法大師・法然上人等の義に候

こた たま そうちら

わづや」と答え給い候いしかば、

ぞうしょうにん かな そうちらう

象上人は「ああ叶い候まじ。我が朝の人師のことは、

かたじけな もんどうつかまつ

忝くも問答仕るまじく候。満座の聴衆、皆々その流

おわ

れにて御座します。鬱憤も出来せば、定めてみだりがわし

そうちら

きこと候いなん。恐れあり、恐れあり」と申されしころ

に、

さんみぼうい

にんし

たれ

そうちら

きょうろん

三位房云わく『人師のあやまり誰ぞ』と候えば、経論

そむ にんし

出

そら

ばか

叶

に背く人師たちをいだし候いし。『憚りあり。かなうまじ』

おお そうろう

しんたい 習

おぼ

おぼ

ほうもん もう

と仰せ候にこそ、進退きわまりて覚え候え。法門と申す

ひと はばか

おそ

ほとけ

ひとあくどう

おぼ

きょうもん

は、人を憚り世を恐れて、仏の説き給うがごとく経文のは、人を憚り世を恐れて、仏の説き給うがごとく経文の

じつぎ もう

おそ

ぐしゃ

しごく

ちしゃ

しようん

おぼ

実義を申さざらんは、愚者の至極なり。智者・上人とは覚え給わず。悪法世に弘まつて、人惡道に墮ち、國土滅すべ

み そうら

ほつし み

諫

しと見え候わんに、法師の身として、いかでかいさめず

そうろう

すなわ

ほけきょう

われ

しんみよう

あい

候べき。しかばば則ち、法華経には『我は身命を愛せず』、涅槃経には『むしろ身命を喪うとも』等云々。実の

ねはんぎょう

しんみよう うしな

とううんぬん

まこと

聖人にておわせば、いかんが身命を惜しんで世にも人に

しょうにん

お

よ

ひと

聖人にておわせば、いかんが身命を惜しんで世にも人に

おそ たも も恐れ給うべき。外典の中にも、竜逢といいし者、比干と  
申せし賢人は、頸をはねられ胸をさかれしかども、夏の桀・  
殷の紂をばいさめてこそ賢人の名をば流し候いしか。  
内典には、不輕菩薩は杖木をかぼり、師子尊者は頭をはね  
られ、竺の道生は蘇山にながされ、法道三藏は面に火印を  
さされて江南にはなたれしかども、正法を弘めてこそ  
聖人の名をば得候いしか」と難ぜられ候いしかば、  
竜聖人云わく「さる人は末代にはありがたし。我々は世  
をばばかり、人を恐るる者にて候。さように仰せらるる人

とても、ことばのごとくにはよもおわしまし候 わじ」と候  
いしかば、

ごぼう

ひと こころ し たも

ひと

そら

「この御房は、いかでか人の心をば知り給うべき。某

とうじにほんこく き

たも

にちれんしょうにん

でし

そら

こそ、当時日本国に聞こえ給う日蓮聖人の弟子として候

それがし

しそう

しょうにん

まつだい

そら

おわ

そら

え。 某が師匠の聖人は、末代の僧にて御坐しまし候え

とうせい

だいめいそう

のぞ

しょうよう

ひと

へつら

ども、当世の大名僧のごとく望んで請用もせず、人をも詫

こと

あくみょう

立

くに

しんごん

わず、いささか異なる惡名もたたず、ただこの国に真言・

ぜんしゅう

じょうどしゅうとう

あくぼう

ほうぼう

しょそうみ

み

禪宗・淨土宗等の悪法ならびに謗法の諸僧満ち満ちて、上

かみ

一人をはじめ奉つて下万民に至るまで御帰依ある故に、

いちにん

たてまつ

しもばんみん

いた

ごきえ

ゆえ

ほけきょうう　きょうしゅしゃくそん　だいおんてき　な  
法華經・教主釈尊の大怨敵と成つて、現世には天神地祇に  
すてられ他國のせめにあい、後生には阿鼻大城に墮ち給う  
べき由、經文にまかせて立て給いしほどに、このこと申さ  
ば大いなるあだあるべし、申さずんば仏のせめのがれがた  
し。いわゆる、涅槃經に『もし善比丘あつて、法を壊る者を  
見て、置いて、呵責し驅遣し挙処せズんば、當に知るべし、  
この人は仏法の中の怨なり』等云々。世に恐れて申さずん  
ば、我が身悪道に墮つべしと御覽じて、身命をすてて、去  
ぬる建長年中より今年建治三年に至るまで二十余年が  
けんちようねんちゅう　いた  
ことしけん　じさんねん  
にじゅうよねん

あいだ

怠

わたくし

なん

かず

間、あえておこたることなし。しかれば、私の難は数を  
し  
知らず、国王の勘氣は両度に及びき。三位も文永八年九月  
じゅうにち  
かんき  
りょうど  
およ  
さんみ  
ぶんえいはちねんくがつ  
十二日の勘氣の時は、供奉の一行にてありしかば、同罪に  
おこな  
くび  
例  
行われて頸をはねらるべきにてありしは、身命を惜しむ  
もう

ものにて候か」と申されしかば、

竜象房、口を開じて色を変え候いしかば、

りゆうぞうぼう  
くち  
と  
いろ  
か  
そうら

この御房申されしは、「これ程の御智慧にては、人の不審

ひと  
ふしん

をはらすべき由の仰せ無用に候いけり。苦岸比丘・勝意

くがんびく  
しようい

比丘等は、我正法を知つて人をたすくべき由存せられて

び  
くとう  
われしょうほう  
し

ひと  
よしそん

そうちら  
候いしかども、我が身も弟子檀那等も無間地獄に墮ち候  
いき。御法門の分齊にて、そこばくの人を救わんと説き給う  
がごとくならば、師檀共に無間地獄にや墮ち給わんずらん。  
今日より後は、かくのごとき御説法は御はからいあるべし。  
かようには申すまじく候えども、『惡法をもつて人を地獄  
におとさん邪師をみながら責め顕さずば返つて仏法の中  
の怨なるべし』と仏の御いましめのがれがたき上、聴聞の  
上下、皆惡道におち給わんこと不便に覚え候えば、かくの  
ごとく申し候なり。智者と申すは、國のあやうきをいさめ、

ひと じやけん もう 止

ちしゃ そらう

そらう

人の邪見を申しとどむるこそ智者にては 候なれ。『これは  
いかなるひが事ありとも、世の恐ろしければいさめじ』と申  
されん上は力及ばず。某は文殊の智慧も富樓那の弁説も

僻  
僻

よ  
おそ

諫

もう

詮候わづ」とて立たれ候いしかば、諸人歡喜をなし、掌  
を合わせ、「今しばらく御法門候えかし」と留め申されし  
かども、やがて帰り給い了わんぬ。

あ

いま

ごほうもんそらう

とど

もう

たなごころ

かども、やがて帰り給い了わんぬ。

ほか べつ しさいそらう

ごすいさつ

この外は別の子細候わづ。かつは御推察あるべし。

ほけきよう

しん  
まい

ぶつどう

ねが

そらう

もの

法華経を信じ参らせて仏道を願い候わん者の、いかでか

ほうもん

ときあくぎよう

くわだ

あつこう

むね

そらう

法門の時悪行を企て、悪口を宗とし候べき。しかしな

ご 景 迹

そうろう

うえ

にちれんしょうにん

でし

がら御きようざくあるべく候。その上、日蓮聖人の弟子  
となのりぬる上、罷り帰つても御前に参つて法門問答の様  
かたり申し候いき。またその辺りに頼基しらぬもの候わ  
ず。ただ頼基をそねみ候人のつくり事にて候にや。早々  
召し合わせられん時、その隠れ有るべからず候。

め あ とき かく あ そうろう そうそう  
あお たてまつ くだ い じょうらくじ ちようろう せそん

出世と仰ぎ奉る」。

この条、難かんの次第に覚え候。その故は、日蓮聖人  
は御経にとかれてましますがごとくば、久成如来の御使い、  
名乗語もうそうちもと姫あおたてまつ

おんきょう 説

じょうぎょうぼさつ　すいじやく　ほつけほんもん　ぎょうじや　ご　ひやくさい　だいどうし  
上行菩薩の垂迹、法華本門の行者、五の五百歳の大導師  
にて御座しまし候 聖人を頸をはねらるべき由の申し状  
を書いて殺罪に申し行われ候いしが、いかが候いけん、  
死罪を止めて佐渡の島まで遠流せられ候いしは、良觀  
上人の所行に候わづや。その訴状は別紙にこれ有り。そ  
もそも、生き草をだに伐るべからずと、六斎、日夜の説法に  
給われながら、法華正法を弘むる僧を断罪に行わるべき  
旨申し立てらるるは、自語相違に候わづや、いかん。この  
僧、あに天魔の入れる僧に候わづや。

こと お

りょうかんぼうつね

せっぽう

い

ただし、この事の起<sup>こ</sup>りは、良觀房常の説法に云わく、

ほんこく いつさいしゅじょう てんか さけ とど  
にほんこく いつさいしゅじょう てんか さけ とど

はつきいかい  
たも

日本国的一切衆生を皆持齋になして、八斎戒を持たせて、

くちゅう さつしょう さけ  
こくちゅう さつしょう さけ

にちれんぼう  
にちれんぼう

國中の殺生、天下の酒を止めんとするところに、日蓮房が

ほうぼう さ  
がんかな がた よし なげ  
ほうぼう さ  
がんかな がた よし なげ

たま  
たま

そうろう  
そうろう

謗法に障えられて、この願叶い難き由、歎き給い候 あい

だ、日蓮聖人この由を聞き給いて、「いかがして彼が誑惑の

だいまんしん 倒 よりもとどう  
だいまんしん 倒 よりもとどう

むけんじごく だいく  
むけんじごく だいく

おお  
おお

大慢心をたおして無間地獄の大苦をたすけん」と仰せあり

しかば、頼基等は「この仰せ、法華經の御方人、大慈悲の仰

そらう とうじにほんこく べつ ぶけかまくら よ  
そらう とうじにほんこく べつ ぶけかまくら よ

しあわせには候えども、當時日本国、別して武家鎌倉の世きら

ざる人にておわしますを、たやすく仰せあることいかが」

ひと

おお

ざる人にておわしますを、たやすく仰せあることいかが」

と弟子ども同口に恐れ申し候いしほどに、  
去ぬる文永八年太歳辛未六月十八日、大旱魃の時、彼  
の御房、祈雨の法を行つて万民をたすけんと申し付けられ  
候由、日蓮聖人聞き給いて、「これ体は小事なれども、  
この次いでに日蓮が法驗を万人に知らせばや」と仰せあり  
て、良觀房の所へ仰せつかわすに、云わく「七日の内にふ  
らし給わば、日蓮が念佛無間と申す法門すてて良觀上人  
の弟子と成つて、二百五十戒持つべし。雨ふらぬほどなら  
ば、彼の御房の持戒げなるが大誑惑なるは顯然なるべし。

じょうだい きう しょうぶ けつ ためし おお  
上代も祈雨について勝負を決したる例これ多し。いわゆ  
る、護命と伝教大師と、守敏と弘法となり」。よつて良觀房  
の所へ周防房・入沢入道と申す念佛者を遣わす。「御房と  
入道は良觀が弟子、また念佛者なり。いまに日蓮が法門を  
用いることなし。これをもつて勝負とせん。七日の内に雨降  
るならば、本の八斎戒・念佛をもつて往生すべしと思ふべ  
し。また雨らずば、一向に法華經になるべし」といわれし  
かば、これら悦んで極樂寺の良觀房にこの由を申し候い  
けり。

りょうかんぼうよろこ

泣

なのか うち あめ 降

よし

良觀房 悅びないで、七日の内に雨ふらすべき由にて、

で しひやくにじゅうよにん こうべ

けむり い こえ てん 響

弟子百二十余人、頭より煙を出だし、声を天にひびかし、

ねんぶつ

しょううきょう

ほけきょう

さん

あるいは念佛、あるいは請雨經、あるいは法華經、あるいは

はつさいかい と

しゅじゅ きしよう

ごにち

あめ

けな

は八齋戒を説いて種々に祈請す。四・五日まで雨の氣無け

うしな たほうじ で しとうすうひやくにんよ あつ

あめ けな

あめ ふ

れば、たましいを失つて多宝寺の弟子等數百人呼び集めて、力を尽くして祈りたるに、七日の内に露ばかりも雨降

らす。

とき

にちれんしよういん

つか

つか

さんど

およ

そ

う

その時、日蓮聖人、使いを遣わすこと三度に及ぶ。「い

いざみしきぶ

いんによ

のういんほつし

もう

はかい

そ

かに、和泉式部といいし姪女、能因法師と申せし破戒の僧、

きょうげん きご みそひともじ

降

あめ

狂言・綺語の三十一字をもつてたちまちにふらせし雨を、  
持戒・持律の良觀房は、法華・真言の義理を極め、慈悲第一  
と聞こえ給う上人の、数百人の衆徒を率いて七日の間に  
いかにふらし給わぬやらん。これをもつて思い給え。一丈  
の堀を越えざる者、一二丈三丈の堀を越えてんや。やすき雨  
をだにふらし給わず、いわんやかたき往生・成仏をや。  
しかれば、今よりは日蓮怨み給う邪見をばこれをもつて  
翻し給え。後生おそろしくおぼし給わば、約束のままに  
いそぎ來り給え。雨ふらす法と仏になる道おしえ奉らん。

急 ひるがえ 急 ひるがえ

きた たま きた たま

たま たま たま たま

なのか うち あめ たま かんばつ いろうじょう  
七日 の内 に雨こそ ふらし 給わざらめ、早魃いよいよ 興盛に、  
はっぷう ふ かさ ふか  
八風 ますます 吹き重なつて、民のなげきいよいよ 深し。す  
祈 止 たま だいしちにち さるのとき ししゃ  
みやかにそのいのり やめ 給え」と、第七日の申時、使者あ  
もう たみ おな くちお りようかんぼう なみだ なが でしだんな  
りのままに申すところに、良觀房は涙を流す。弟子檀那、  
おな こえ くちお にちれんごかんき こうむ とき  
同じく声をおしまず 口惜しがる。日蓮御勘気を蒙る時、こ  
おんたず あ もう たま  
のこと 御尋ね 有りしかば、ありのままに申し給いき。  
どうしん すこ さんりん 交 やくそく あと おも あと  
しかれば、「良觀房、身の上の恥を思わば、跡をくらま  
りょうかんぼう み うえ はじ おも  
して山林にもまじわり、約束のままに日蓮が弟子ともなり  
まんりん まじわり やくそく にちれん でし  
たらば、道心の少しにてもあるべきに、さはなくして、無尽  
むじん

ざんげん かま

せつざい もう おこな

たつと そ

う

の讒言を構えて殺罪に申し行わんとせしは貴き僧か」と  
にちれんしようん 語 たま よりもと みき そうちら たじ  
日蓮聖人かたり給いき。また頼基も見聞き候いき。他事に  
おりては、かけはくも主君の御事畏れ入り候えども、この

ことはいかに思い候とも、いかでかと思われ候べき。

また、仰せ下しの状に云わく、「龍象房・極樂寺の長老  
見参の後は、釈迦・弥陀とあおぎ奉る」と云々。

この条、また恐れ入り候。彼の龍象房は、洛中にし  
て人の骨肉を朝夕の食物とする由、露顕せしむるのあい  
だ、山門の衆徒蜂起して、「世末代に及んで悪鬼國中に

じゅつげん　　さん　う　　おんちから　　たいじ　　くわ　　じゅうしょ  
出現せり。山王の御力をもつて対治を加えん」とて、住所  
しようしつ　み　　ちゅうばつ  
を焼失し、その身を誅罰せんとするところに、自然に逃失  
ゆくえ　　し  
し行方を知らざるところに、たまたま鎌倉の中にまた人の  
にく　　く  
肉を食らうのあいだ、情ある人恐怖せしめて候に、仏  
ぼさつ　　おお　　たも  
菩薩と仰せ給うこと、所従の身として、いかでか主君の御  
しょじゅう　み  
あやまりをいさめ申さず候べき。御内のおとなしき人々、  
ぞん　　そうち  
いかにこそ存じ候え。

したが　　くだ　　じょう　　い  
おな　　ぜ　　ひ  
同じき下し状に云わく「是非につけて主親の所存には相  
しゅしん　　しょぞん  
あい  
せけん　　れい  
てほん  
うんぬん

ふっしん　　みよう  
隨わんこそ、仏神の冥にも世間の礼にも手本」と云々。

このこと最第一の大事にて候えば、私の申し状恐れ  
入り候あいだ、本文を引くべく候。

孝経に云わく「子もつて父を争めざるべからず、臣もつて君を争めざるべからず」。鄭玄曰わく「君父不義有らんに、臣子諫めざれば、則ち亡國・破家の道なり」。新序に曰わく「主の暴を諫めざれば、忠臣にあらざるなり。死を畏れて言わざるは、勇士にあらざるなり」。伝教大師云わく「およそ不誼に当たれば、則ち子もつて父を争めざるべからず、臣もつて君を争めざるべからず。當に知るべし、君臣・

ふし してい し いさ もん

父子・師弟、もつて師を争めざるべからず」文。

法華經に云わく「われ しんみょう あい」

むじょうどう

お

法華經に云わく「我は身命を愛せず、ただ無上道を惜し

むのみ」文。

涅槃經に云わく「ねはんぎょう い」

い

たと

おうし

だんろん

むのみ」文。

涅槃經に云わく「ねはんぎょう い」

い

たこく たてまつ

しんみょう

おも

て方便に巧みなるもの、命を他国に奉るに、むしろ身命

うしな

たく

つい

おう と

めい

ごんきょう

かく

しんみょう

おも

を喪うとも、終に王の説くところの言教を匿さざるがご

うしな

ちしゃ

おう と

もん

しょうあんだいしい

かく

しんみょう

おも

とく、智者もまたしかなり」文。章安大師云わく「『むし

しんみょう

うしな

おし

かく

もん

しょうあんだいしい

かく

しんみょう

おも

ろ身命を喪うとも、教えを匿さず」とは、身は軽く法は重

み ころ

ほう

ひろ

もん

い

ほう

おも

し。身を死して法を弘む」文。また云わく「仏法を壞乱す

ぶっぽう なか

あだ

じな

いつわ

した

すなわ

るは、仏法の中の怨なり。慈無くして詐り親しむは、則ち

かれ あだ よ きゅうじ もの かれ あく のぞ  
すなわ かれ おや もん もの かれ か  
「これ彼が怨なり。能く糾治する者、彼がために悪を除くは、  
則ちこれ彼が親なり」文。

よりもと ほうぱい ふれい おも そうちう  
こと そうちら ぜひ ふぼ しゆくん おお したが まい  
頼基をば傍輩こそ無礼なりと思われ 候らめども、世の  
事におき候いては、是非、父母・主君の仰せに隨い参ら  
せ候べし。それにて、重恩の主の悪法の者にたばらか  
されましまして惡道に墮ち給わんを、なげくばかりなり。  
あじやせおう だいば ろくし し じゅうおん しゆ あくほう もの  
阿闍世王は提婆・六師を師として教主釈尊を敵とせしか  
ば、摩竭提国、皆佛教の敵となりて、闍王の眷属  
五十八万人、仏弟子を敵とする中に、耆婆大臣ばかり仏の

弟子なり。大王は、上の頼基を思しめすがごとく、仏弟子た  
ることを御心よからず思しめしかども、最後には六大臣  
の邪義をすてて耆婆が正法にこそつかせ給い候いしか。  
そのごとく御最後をば頼基や救い参らせ候わんずらん。  
かくのごとく申さしめ候えば、「阿闍世は五逆罪の者な  
り。彼に對するか」と思しめしぬべし。恐れにては候えど  
も、彼には百千万倍の重罪にて御座しますべしと、御経  
の文には顯然に見えさせ給いて候。いわゆる「今この三界  
は、皆これ我が有なり。その中の衆生は、ことごとくこれ

吾が子なり」文。文の」とくば、教主釈尊は日本国的一切衆生の父母なり、師匠なり、主君なり。阿弥陀仏はこの三つの義ましさず。しかるに、三徳の仏を閣いて他仏を昼夜朝夕に称名し、六万八万の名号を唱えます。あに不孝の御所作にわたらせ給わずや。弥陀の願も釈迦如來の説かせ給いしかども、終にくい返し給いて「ただ我一人のみ」と定め給いぬ。その後は全く一人三人と見え候わず。したがつて、人にも父母二人なし。いづれの経に弥陀はこの国の父、いづれの論に母たる旨、見えて候。

かんぎょうとう　ねんぶつ　ほうもん　ほけきょう　と　たま  
觀經等の念佛の法門は、法華經を説かせ給わんためのし  
ばらくのしつらいなり。塔くまんための足代のごとし。し  
かるを「仏法なれば、始終あるべし」と思う人、大僻案な  
り。塔立てて後足代を貴ぶほどのはかなき者なり。また、  
日よりも星は明らかと申す者なるべし。この人を経に説い  
て云わく「また教詔すといえども、信受せず」「その人は  
命終して、阿鼻獄に入らん」。当世、日本国の一  
切衆生の  
釈迦仏を抛つて阿弥陀仏を念じ、法華經を抛つて觀經等  
を信ずる人、あるいは、かくのごとき謗法の者を供養せん

俗男・俗女等、存外に五逆・七逆・八虐の罪をおかせる者  
を智者と渴仰する諸の大名僧ならびに國主等なり。「かく  
のごとく展転して、無数劫に至らん」とは、これなり。

かくのごとき僻事をなまじいに 承つて 候あいだ、次  
いでをもつて申さしめ候。宮仕えをつかまつる者、上下あ  
りと申せども、分々に随つて主君を重んぜざるは候わづ。  
上の御ため、現世・後生あしくわたらせ給うべきことを秘か  
にも 承つて 候わんに、傍輩・世に憚つて申し上げざら  
んは与同罪にこそ候まじきか。

よりもと ふしにだい いのち きみ

したがつて、頼基は父子二代、命を君にまいらせたるこ  
と顕然なり。故親父へ中務某<sup>こきみ</sup>、故君の御勘氣かぶらせ給い  
ける時、数百人の御内の臣等心がわりし候<sup>すうひやくにん</sup>いけるに、  
中務一人、最後の御供奉して伊豆国まで参つて候<sup>まい</sup>いき。  
頼基は去ぬる文永十一年二月十一日の鎌倉の合戦の時、  
折節、伊豆国に候<sup>いづのくに</sup>いしかば、十日の中時に承<sup>とおか</sup>つて、た  
だ一人管根山を一時に馳せ越えて、御前に自害すべき八人  
の内に候<sup>うち</sup>いき。自然に世しずまり候<sup>とう</sup>いしかば、今に君も  
安穩にこそわたらせ給い候<sup>たま</sup>え。爾來、大事・小事につけて、  
あんのん そうち じらい だいじ しようじ

おんこころ 安 もの おも ふく そうろう よりもと いま なに  
御心やすき者にこそ思い含まれて 候。頼基が今さら何につけて疎縁に思いまいらせ 候べき。後生までも隨従しま  
いらせて、頼基成仏し候わば、君をもすくいまいらせ、君成仏しましさば、頼基もたすけられまいらせんとこそ存じ候え。

しょそう せつぱう ちょうもんつかまつ  
それについて諸僧の説法を聴聞仕つて、いざれか  
じょうぶつ ほう  
成仏の法どうかがい 候 ところに、日蓮聖人御房は、三界  
しゅ いつきいしゅじょう ふぼ しゃかによらい おんつか じょうぎょうばさつ  
の主・一切衆生の父母たる釈迦如来の御使い 上行菩薩にて御坐しまし候いけることの法華經に説かれてましまし  
おわ そうちら ほけきよう と

しん

そういう

けるを信じまいらせたるに 候。

いま しんごんしゅう もう あくほう にほんこく わた しひやくよねん い

今こそ真言宗と申す悪法、日本国に渡つて四百余年、去

えんりやくにじゅうしねん

でんぎょうだいしにほんこく

たま

ぬる延暦二十四年に伝教大師日本国にわたし給いたりし

くに 惡

おぼ

そういう

かども、「この国にあしかりなん」と思しめし候 あいだ、

しゅう  
じ  
許

てんだいほつけしゅう

ほうべん

たま

お

宗の字をゆるさず、天台法華宗の方便となし給い畢わんぬ。

のち でんぎょうだいしごにゅうめつ つ

その後、伝教大師御入滅の次いでをうかがいて、弘法大師、

でんぎょう へんしゅう

しゅう  
じ  
くわ

えいざん もち

伝教に偏執して宗の字を加えしかども、叡山は用いるこ

じかく ちしよう たんきい

ににん

み

とうざん

となかりしほどに、慈覚・智証、短才にして、一人の身は当山

ゆえ

わ

だいし

に居ながら心は東寺の弘法に同意するかの故に、我が大師

い

こうぼう

どうい

そむ　　はじ　　えいざん　　しんごんしゅう　　た　　にほんぼうこく　　お  
には背いて始めて叡山に真言宗を立てぬ。日本亡國の起こ  
り、これなり。爾來三百余年、あるいは真言勝れ、法華勝れ、  
一同なんど諍論事きれざりしかば、王法も左右なく尽きざ  
りき。人王七十七代後白河法皇の御宇に、天台の座主・  
明雲、一向に真言の座主になりしかば、明雲は義仲にこ  
ろされぬ。「頭破れて七分に作る」これなり。  
第八十二代隱岐法皇の御時、禪宗・念佛宗出来して、  
真言の大惡法に加えて国土に流布せしかば、天照太神・  
正八幡の百王・百代の御誓いやぶれて、王法すでに尽き

ぬ。関東の權大夫義時に、天照太神・正八幡の御計らいとして國務をつけ給い畢わんぬ。ここに彼の三つの惡法、関東に落ち下つて、存外に御帰依あり。故に、梵釈二天・日月・四天いかりを成し、先代未有の天変地天をもつていさむれども、用い給わざれば、隣国に仰せ付けて法華経誹謗の人を治罰し給うあいだ、天照太神・正八幡も力及び給わす。日蓮聖人一人、このことを知ろしめせり。かくのごとき嚴重の法華経にておわして候あいだ、主君をも導きまいらせんと存じ候故に、無量の小事をわすれて今に仕

わ  
れ  
ま  
い  
ら  
せ  
候  
。頼  
基  
を  
讒  
言  
申  
す  
仁  
は  
、  
君  
の  
御  
為  
不  
忠  
の  
者  
に  
候  
わ  
ず  
や。  
御  
内  
を  
罷  
り  
出  
で  
て  
候  
わ  
ば  
、  
君  
た  
ち  
ま  
ち  
に  
無  
間  
地  
獄  
に  
墮  
ち  
さ  
せ  
給  
う  
べ  
し。  
さて  
は  
、  
頼  
基  
、  
仏  
に  
成  
り  
候  
い  
ても  
甲  
斐  
な  
し  
と  
な  
げ  
き  
存  
じ  
候  
。

そ  
も  
そ  
も  
、  
彼  
の  
小  
乗  
戒  
は  
、  
富  
樓  
那  
と  
申  
せ  
し  
大  
阿  
羅  
漢  
、  
諸  
天  
の  
た  
め  
に  
一  
百  
五  
十  
戒  
を  
説  
き  
候  
い  
し  
を  
、  
淨  
名  
居  
士  
だ  
ん  
じ  
て  
云  
わ  
く  
「  
穢  
食  
を  
も  
つ  
て  
宝  
器  
に  
置  
く  
こ  
と  
な  
か  
れ  
」  
等  
云  
々  
。

鶩  
崛  
摩  
羅  
は  
文  
殊  
を  
呵  
責  
し  
「  
あ  
あ  
蚊  
虻  
の  
行  
は  
大  
乘  
空  
の  
理  
を  
知  
ら  
ず  
」  
と。  
また  
小  
乘  
戒  
を  
ば  
、  
文  
殊  
は  
十  
七  
の  
失  
を  
出  
だ  
し  
、

によらい

はつしゅ

ひ ゆ

謗

たも

るにゅう

と

如來は八種の譬喻をもつてこれをそしり給うに、驢乳と説  
き、蝦蟇に譬えられたり。これらをば、鑑真の末弟子は伝教  
大師をば悪口の人とこそ嵯峨天皇には奏し申し候いしか  
ども、経文なれば力及び候わず。南都の奏状やぶれて  
叡山の大戒壇立ち候いし上は、すでに捨てられ候いし  
小乗に候わずや。頼基が良觀房を蚊・虻・蝦蟇の法師な  
りと申すとも、経文分明に候わば、御とがめあるべから  
ず。

あまつきえ、起請に及ぶべき由仰せを蒙るの条、存外に

きしよう

およ

よしおお

こうむ

じよう

ぞんがい

なげ　い　そらう　よりも　ふほうじびよう　きしよう　か　そらう  
歎き入つて候。頼基、不法時病にて起請を書き候ほど

ならば、君たちまちに法華經の御罰を蒙らせ給うべし。  
りょうかんぼう　ざんそ　しゃかによらい　おんつか　にちれんしょうにん　るざい

良觀房が讒訴によつて釈迦如來の御使い日蓮聖人を流罪  
たてまつ　しおにん　もう　たま　ひやくにち　うち

し奉りしかば、聖人の申し給いしがごとく百日が内に  
かっせんしゅつたい　むしやめつぼう　なか　なごえ　きんだち

合戦出来して、そこばくの武者滅亡せし中に、名越の公達  
おうし　たま　りょうかんぼう　うしな　たてまつ

横死にあわせ給いぬ。これひとえに良觀房が失い奉り  
そうちら　いま　りゆうぞう　りょうかん　こころ　ようい

たるに候わづや。今また竜象・良觀が心に用意せさせ給  
よりもど　きしょう　か　おわ　きみ　つみ　たま

いて、頼基に起請を書かしめ御座しまさば、君またその罪に  
あ　たま　ゆえ

当たらせ給わざるべしや。かくのごとき道理を知らざる故  
どうり　し

か、また君をあだし奉らんと思おもう故ゆえか、頼基よりもとに事を寄せことよて大事だいじを出だすださんとたばかり候あ人等ひと等とう、御尋おひたずねあつて召めし合あわせらるべく候あ。恐惶謹言きょうこうきんげん。

建治三年丁丑六月二十五日四条中務尉頼基 請文